

あんぜん、あんしん暮らしのメモ帳

NO.20

**〔18歳から大人〕 2022年4月から
成年年齢が引き下げられます。**



成年年齢が引き下げられるとどうなるの？

これまでは社会経験の少ない20歳未満の未成年者が親の同意を得ないで契約をした場合、原則として契約を取り消すことが出来ました「未成年者取り消し*」。これにより未成年者は不当な契約から守られていましたが、2022年4月以降は18歳、19歳の人は、親の同意がなくても一人で様々な契約が出来るようになり、「未成年者取り消し」の主張が出来なくなります。すべての契約に責任が生じる事になります。

(* 但し、お小遣いの範囲の少額な契約の場合、自分が成人であると偽って契約した場合、結婚している場合などは「未成年者取り消し」が出来ません。)

アドバイス

- 成年に達すれば、自分で判断して高額な買い物も出来るようになり、消費者金融やクレジットカード契約も親の同意がなくても利用可能になるので、これまでも悪質業者にそそのかされて高額な借金をして契約を結んでしまうケースが報告されています。
- 「未成年者取り消し」という保護がなくなったばかりの新成人を狙い撃ちにする悪質な業者もいるので注意が必要です。
- 成年年齢が引き下げになると、例えば高校生でも18歳を過ぎると成人になります。成人後の契約は自己責任となる事を理解しましょう。
- 18歳で成人になったからと言って、社会経験の乏しい若者であることには変わりありません。トラブルに巻き込まれないように、周囲がアドバイスをしたり、見守るようにしましょう。



何か困ったことがあれば **播磨町消費生活センター**

(079-435-1999)までご相談ください。